

青森県報

第三千五十一号

平成二十一年
二月二十三日
(月曜日)

平成二十一年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

目 次

告 示

平成二十年度青森県一般会計補正予算(専決第三号)の要領	(財政課)	一
漁業の許可等の申請期間	(水産振興課)	三
都市計画事業計画の変更認可	(都市計画課)	三
漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出	(下北地域 県民局)	三
公 告		
建設業者の許可の取消し	(東青地 県民局)	四
右 同	(同)	四
公安委員会		
指定講習期間の休止	(運転免許課)	四

告 示

青森県告示第九十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十九条第一項の規定に基づき平成二十一年二月二十三日専決処分した平成二十年度青森県一般会計補正予算(専決第三号)の要領は、次のとおりである。

平成20年度青森県一般会計補正予算 (専決第3号)

平成20年度青森県一般会計補正予算 (専決第3号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ123,292千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ710,119,076千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
5	地 方 交 付 税	219,382,346	123,292	219,505,638
1	地 方 交 付 税	219,382,346	123,292	219,505,638
	歳 入 合 計	709,995,784	123,292	710,119,076
歳 出		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
7	商 工 費	56,467,651	123,292	56,590,943
2	観 光 費	1,730,587	123,292	1,853,879
	歳 出 合 計	709,995,784	123,292	710,119,076

青森県告示第百号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同規則第八条第三項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成二十一年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十一年四月一日から同月十三日まで

備考

- 一 漁業種類 手繰第二種漁業のうち、いささひき網漁業
- 二 操業区域 東共第八号、第十号、第十二号、第十四号の各共同漁業権漁場の区域のうち漁業権者の同意のあつた共同漁業権漁場の区域及びその沖合海域
- 三 許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度 八十四隻

青森県告示第百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、浪岡都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成二十一年二月十二日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

青森市

二 都市計画事業の種類

浪岡都市計画下水道事業（青森市公共下水道）

三 事業施行期間

四 事業地

平成二十一年十月二十二日から平成二十四年三月三十一日まで

- 1 収用の部分 なし
- 2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成十四年四月五日青森県告示第百八十二号）の事業地に変更なし。

青森県告示第百二号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

届出事項	加入区名称	期 間	場 所
発起人の住所及び氏名	下北郡東通村大字尻労字尻八番地二 向 井 正 喜	平成二十一年 二月二十二日 から同年三月 九日まで	尻労漁業協 同組合
	下北郡東通村大字尻労字下堀川一五番地二 吉 田 久 志		
	下北郡東通村大字尻労字天神林三九番地一 吉 野 正 男		

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社テーワイ商産

二 代表者の氏名 山口 義孝

三 主たる営業所の所在地 青森市八重田四丁目九の二二コーポラス八重田一〇三号

四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第一〇〇四〇二号

五 取消年月日 平成二十一年二月三日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装、しゅんせつ、水道工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実
平成二十一年一月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社北光電設

二 代表者の氏名 澤田 光

三 主たる営業所の所在地 東津軽郡今別町大字今別字今別九四の二

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第一四二二五号

五 取消年月日 平成二十一年二月三日

六 取消しに係る建設業の許可

消防設備工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公安委員会

青森県公安委員会告示第十九号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の十の規定により、指定講習機関株式会社マツダドライビングスクール青森の行う特定講習の休止を許可したので、指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第十四条第二項の規定により公示する。

平成二十一年二月二十三日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

一 休止しようとする特定講習の種類

普通自動車免許、普通自動二輪車免許及び原動機付自転車に係る初心運転者講習

二 休止しようとする期間
平成二十一年四月一日から同年六月三十日まで

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭